

# 青櫻會 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「青櫻會（せいおうかい）」と称する。

(事務局)

第2条 本会は事務所を大阪府箕面市新稲2丁目11番1号 大阪青山大学内に置く。

## 第2章 目的

(目的)

第3条 本会は建学の精神に基づき会員相互の親睦と研鑽を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の定める目的を達するために次に掲げる事業を行う。

- 1) 会報の発行及びホームページの管理
- 2) 会員情報の維持・管理
- 3) 会員の生涯学習や親睦に関する事業
- 4) 母校に対する後援
- 5) その他本会の目的を達成するために幹事会で必要とみとめる事業

## 第3章 会員

(種別)

第5条 本会は下記の会員をもって組織する。

- 1) 正会員
  - (1) 大阪青山大学（以下「大学」という。）又は大阪青山大学短期大学部（大阪青山短期大学を含む）（以下「短期大学部」という。）を卒業した者
  - (2) 前号に定めるところにかつて在籍した者で、幹事会の承認を得た者
- 2) 準会員  
大学又は短期大学部の学生
- 3) 賛助会員  
本会の趣旨に賛同する個人又は法人で、幹事会の承認を得た者
- 4) 特別会員  
正会員以外の大学又は短期大学部の現旧教職員

(資格の喪失)

第6条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

- 1) 死亡したとき
- 2) 退会を申し出て、幹事会で承認されたとき

- 3) 会則に違反し、本会の名誉を汚損し、又は本会の目的に反する行為をし、幹事会の決議により除名されたとき

(会費)

第7条 正会員の入会金及び終身会費は、準会員として入学時に15,000円を納入するものとする。

- 2) 賛助会員は、終身会費として15,000円を納入するものとする。
- 3) 本会に納付した会費は、原則として返却しない。  
但し、準会員の資格を失った場合はその限りではない。
- 4) 特別会員は、入会金及び終身会費の徴収を行わないものとする。

#### 第4章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- |         |               |
|---------|---------------|
| 1) 名誉会長 | 1名            |
| 2) 名誉会員 | 若干名           |
| 3) 会長   | 1名            |
| 4) 副会長  | 2名            |
| 5) 幹事   | (1) 常任幹事 若干名  |
|         | (2) 非常任幹事 若干名 |
| 6) 書記   | 2名            |
| 7) 会計   | 2名            |
| 8) 会計監査 | 2名            |

(役員を選出)

第9条

- 1) 名誉会長は、大学学長兼短期大学部学長を推戴する。
- 2) 名誉会員は、本会に特別な貢献をし、幹事会で承認を得た者とする。
- 3) 会長は、幹事会において互選し、総会で承認を得るものとする。
- 4) 副会長は、幹事会において大学の幹事から1名、短期大学部の幹事から1名を互選し、総会で承認を得るものとする。
- 5) 幹事は、正会員から選出し、会長が委嘱する。
- 6) 大学又は短期大学部の専任教職員のうち正会員を常任幹事とする。
- 7) 特別会員のうち、幹事会から承認を得た者は常任幹事とすることができる。
- 8) 書記は、各会議の出席者から互選する。
- 9) 会計及び会計監査は、幹事の中より幹事会で互選する。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- 1) 名誉会長及び名誉会員は、本会の運営に参加する。

- 2) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 3) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- 4) 常任幹事は、会長、副会長を補佐し、会務を分担し遂行する。
- 5) 幹事は、幹事会を構成し、会務の執行を決定する。また同窓生の連絡及び情報収集を図る。
- 6) 書記は、各会議の記録及び会務の処理に当たる。
- 7) 会計は、会計事務を行う。
- 8) 会計監査は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、1期を3年とし再任を妨げない。

- 2) 役員は、辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、原則その職務を遂行するものとする。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

- 2) 顧問は、大学又は短期大学の職員、又は関係者をもって充てるものとする。
- 3) 顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるができる。

## 第5章 会議

(種別)

第13条 本会の会議は、総会、幹事会及び常任幹事会とする。

(権能)

- 第14条 総会は、役員改選、事業報告、予算の収支報告の議決及び必要事項の審議、議決を行う。
- 2) 幹事会は、会長、副会長、常任幹事、非常任幹事及び顧問を持って組織し、事業計画、予算・決算及び総会の議決した事項の執行、また総会に付議すべき事項に関して審議、議決する。
  - 3) 常任幹事会は、会長、副会長、常任幹事で組織し幹事会の代行機関とする。

(開催)

第15条 総会は、毎年1回開催する。

- 2) 臨時総会は、幹事会が必要と認めた時に開催する。
- 3) 幹事会、常任幹事会は、会長が必要と認めたとき、又は幹事の3分の1以上から請求のあった時に開催する。

(召集)

第16条 全ての会議は、会長が召集する。

(議長)

第17条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第18条 出席した者(総会にあっては正会員、幹事会にあっては幹事)の過半数により議決する。

## 第6章 会計

(会計)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第21条 本会の収支決算は、幹事会の承認を経て総会に報告し、その承認を受けるものとする。

## 第7章 部会

(部会)

第22条 本会に、健康栄養部会、子ども教育部会、看護部会及び短期大学部会の部会を置くことができる。

2) 部会は、正会員及び準会員で構成することができる。

3) 部会については、別に定める。

## 第8章 支部

(支部)

第23条 本会は5名以上の正会員により支部を置くことができる。

2) 支部を設立した場合は、遅滞なく総会に報告し承認を得なければならない。

3) 支部については、別に定める。

## 第9章 会則変更

第24条 会則の変更は、総会出席者の過半数の賛成を得なければならない。

付則

この会則は、平成 30年12月20日に制定し、執行する。